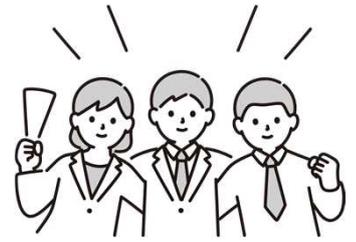


# 新型コロナウイルス感染症対策資金

新型コロナウイルス感染症により影響を受けている中小企業者の皆様に  
資金面から支援するため、金利の引き下げ、保証料補助を行っています。



①金利の引き下げ(B・C・Gタイプ) 年**1.1%**

②保証料補助(Gタイプのみ) 保証料率等に応じ 必要な保証料の約 **40～75%** 補助 ※

※ 経営者保証免除対応を適用する場合は別途定めがあります。また、変更保証料は全額事業者負担です。

取扱期間 令和4年4月1日～令和5年3月31日融資実行分まで

## Bタイプ

セーフティネット  
保証等関連要件

融資限度額…6,000万円 (注1)  
 融資期間……運転資金 10年以内(うち据置期間1年以内)  
                   設備資金 10年以内(うち据置期間2年以内)  
 対象……………事業所所在地の市町村長が発行する  
                   セーフティネット保証5号の認定書を取得した方

売上高等  
**5%以上**  
減少

セーフティネット  
保証5号認定要件

・国が指定する業種に属している(最新の指定業種はHP等でご確認ください)  
 ・原則として①直近1か月②直近1か月とその後2か月の合計の売上高等が  
 それぞれ前年(又は新型コロナウイルス感染症の影響を受ける直前)の  
 同期と比較して5%以上減少

(注1)経営サポート資金Aタイプと、新型コロナウイルス感染症対策資金B、Cタイプを合算して1億2千万円まで

## Cタイプ

災害復旧  
関連要件

融資限度額…5,000万円(うち運転資金3,000万円) (注1)  
 融資期間……運転資金 7年以内(うち据置期間2年以内)  
                   設備資金 10年以内(うち据置期間2年以内)  
 対象……………事業所所在地の市町村長が発行する  
                   セーフティネット保証4号の認定書を取得した方

売上高等  
**20%以上**  
減少

セーフティネット  
保証4号認定要件

新型コロナウイルスの感染拡大に起因して、原則として  
 ①直近1か月 ②直近1か月とその後2か月の合計の売上高等が  
 それぞれ前年(又は新型コロナウイルス感染症の影響を受ける直前)の  
 同期と比較して20%以上減少

## Gタイプ

伴走支援型  
特別保証要件

融資限度額…1億円(参考:引き上げ前6,000万円)  
 融資期間……運転資金・設備資金 10年以内  
                   (うち据置期間5年以内)  
 対象……………売上高減少要件(裏面の要件ア～ウのいずれか)に  
                   該当し、経営行動に係わる計画を立て  
                   金融機関の伴走支援により経営改善等を目指す方

売上高等  
**15%以上**  
減少

### ◆融資の申込先◆

群馬県内に本店・支店がある  
銀行、信用金庫、信用組合及び  
商工中金の融資窓口



群馬県HPで **コロナ対策資金** 検索

群馬県 産業経済部 地域企業支援課 金融係  
TEL:027-226-3332



# 対象要件 (売上高減少率比較方法)

要件ア～ウのいずれかに該当することが必要です

## ▽保証料補助率

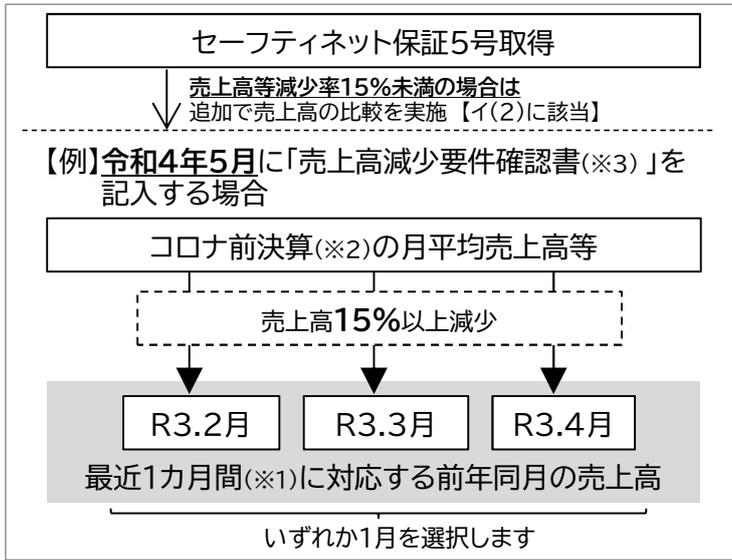
要件ア、イ → 約75%補助  
 要件ウ → 約40～55%補助

※経営者保証免除対応を適用する場合は別途定めあり

### ア セーフティネット保証4号の認定書を取得した方

### イ セーフティネット保証5号の認定書を取得した方で、次のいずれかに該当すること

- (1) 認定書の売上高減少率が15%以上である
- (2) 認定書の売上高減少率が15%未満の場合は、最近1か月間(※1)に対応する前年同月の売上高がコロナ前決算(※2)の月平均売上高等と比較して15%以上減少している



### 用語解説

#### (※1)最近1か月間

…売上高減少要件確認書(※3)の記入日の前3か月間のうちいずれかの月を選択します(記入日の属する月は含みません)。この「最近1か月間」の前年の同月が「(最近1か月間に対応する)前年同月」です。

#### (※2)コロナ前決算

…新型コロナウイルス感染症の影響を受ける直前の決算で、具体的な決算は以下のとおりです。

決算日	「コロナ前決算」に該当
1/1～29	「令和2年1月期」の決算
1/30・31	「平成31年1月期」の決算
2/1～12/31	「平成31(令和元)年〇月期」の決算 【例】決算日3/31→H31.3月期 決算日12/31→R元.12月期

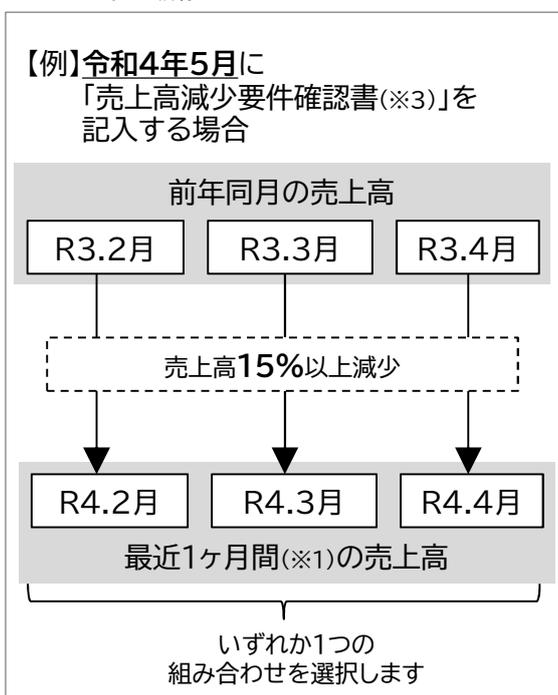
また、コロナ前決算のひとつあたりの売上高平均を「コロナ前決算の月平均売上高等」とします。

#### (※3)売上高減少要件確認書

…申込の際に作成する書類の1つです。この書類の記入日から概ね1カ月以内に、金融機関経由で群馬県信用保証協会の保証申込受付を済ませてください。

### ウ 次のいずれかに該当すること

- (1) 最近1か月間(※1)の売上高が前年同月の売上高と比較して15%以上減少している



- (2) 最近1か月間(※1)の売上高が前年同月の売上高と比較して5%以上減少し、かつ前年同月の売上高がコロナ前決算(※2)の月平均売上高等と比較して15%以上減少している

